

松山市出産世帯応援事業補助金交付要綱

制定 令和5年7月13日 要綱第67号

改正 令和6年4月 8日 要綱第56号

改正 令和6年7月 8日 要綱第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年10月28日に愛媛県が公表したえひめ人口減少対策重点戦略に基づき、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、もって福祉の向上及び少子化対策の促進を図るため、新たに子どもが生まれた世帯への支援として愛媛県と本市が連携して実施する松山市出産世帯応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 令和5年4月1日以後に生まれた者であって、第7条第1項の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、本市に居住しており、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 非課税世帯 同一の世帯に属する全ての者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による対象児童が生まれた日（以下「出生日」という。）の属する年度（以下「出生年度」という。）分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割が課されていない世帯又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された世帯をいう。
- (3) 時短家電 家事の負担の軽減につながる家電製品であって、市長が認めるものをいう。
- (4) 省エネ家電 電気等のエネルギーの消費性能が優れている家電製品であって、市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。この場合において、補助対象者となることができる者が世帯に2人以上いるときは、当該世帯の世帯主又は対象児童の主たる生計を維持する者が補助対象者となるものとする。

(1) 出生日において、補助対象者が属する世帯が、次のいずれかに該当すること。

ア 対象児童の父母の両方（父がない場合は母）が、36歳未満であること。

イ 対象児童の父母の両方又は一方が36歳以上であり、かつ、非課税世帯であること。

(2) 申請日において、次のいずれにも該当すること。

ア 次条に規定する補助対象期間中に別表1に定める対象品目（以下「対象品目」という。）を購入したことを確認できる者

イ 対象児童の父又は母であって、対象児童と現に同居してこれを監護し、かつ、生計を同じくするもの

ウ 3箇月以上継続して住民基本台帳に記録されている者

エ 申請日から起算して1年以上継続して本市に居住する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の要件を満たす者に準じる者について、必要と認めるときは、当該者を補助対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団員等

(2) 市税を滞納している者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者

(4) 補助金の交付を受けようとする対象品目の購入について、他の補助金等の交付の決定を受けた者

(5) 愛媛県内の他市町において、同一の対象児童について、第1条と趣旨を同じくする補助金等の交付の決定を受けた者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付を受けることができる対象品目の購入に係る期間（以下「補助対象期間」という。）は、次のとおりとする。この場合において、第2号の規定による期間は、第1号の規定による期間によることが困難なときに限る。

(1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定による対象児童に係る母子健康手帳の交付を受けた日（当該日が令和5年4月1日前の場合は、同日）から対象児童が1歳に達する日まで

(2) 市長が別に定める日から対象児童が1歳に達する日まで

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象者が、補助対象期間に購入した対象品目の購入に係る費用（消費税、送料・配達料及び設置工事費を含み、家電リサイクル料、買換えのための家具、家電等の処分費用及び対象品目の付属品等の購入に係る費用を除く。）とする。

2 前項に規定する購入に係る費用の全部又は一部を、現金又は資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条に規定する前払式支払手段によらずに、割引券等を使用して支払ったときは、当該使用した割引券等に相当する額を補助対象経費から控除しなければならない。

（補助限度額及び補助金の額）

第6条 補助限度額は、対象児童1人につき20万円とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、松山市出産世帯応援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、対象児童が1歳に達する日以後は、当該申請をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けようとする年度の2月末日又は対象児童が1歳に達する日が、松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、補助対象者は、その前日までに、前項の申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間内に1回を限度とする。

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査

し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、松山市出産世帯応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、速やかに補助申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（調査等）

第11条 市長は、必要な限度において、補助申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査（以下これらを「調査等」という。）をすることができる。この場合において、補助申請者は、調査等に協力しなければならない。

2 市長は、必要な限度において、対象品目の販売者、配送・設置業者その他の関係者に対し、報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

付 則（令和6年4月 8日 要綱第56号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表1備考第2項の規定は、この要綱の公布の日以後の対象品目の購入に係る費用について適用する。
- 3 この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和6年7月 8日 要綱第81号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条第1項第1号の規定は、令和6年4月1日以後に出生した対象児童の父母について適用し、同日前に出生した対象児童の父母については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の別表備考第4項の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した対象品目について適用する。

別表 (第3条関係)

区分	分類	対象品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	紙おむつ(第1子に限る。)、おしりふき、ベビークリーム等
	外出用用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	家具・寝具類	ベビーベッド、ベビーチェア、ベビータンス等
	入浴用品	ベビーバス、バスチェア等
	衣料品	ベビー服、よだれかけ等
	離乳食関連用品	離乳食用品、離乳食用ミキサー等
	幼児用玩具、絵本等	玩具、絵本
時短家電	家事家電	洗濯乾燥機、洗濯機、食器洗い乾燥機、掃除機、ロボット掃除機等

	調理家電	電子レンジ，オーブンレンジ，オーブントースター，炊飯器，電気圧力鍋，電気ポット，フードプロセッサー等
省エネ家電	調理家電	電気冷蔵庫（冷凍庫を含む。）
	季節家電	ルームエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
	住宅設備家電	照明器具，温水機器
その他	その他	その他市長が適当と認めるもの

備考

- 1 対象品目は，中古品を除く。
- 2 1の対象品目の購入費用は，1，000円以上とする。
- 3 省エネ家電は，購入した日において，資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトに掲載されている製品であって，統一省エネラベル（エネルギー消費の多い家電製品について，省エネ性能の違いが一目でわかるように相対評価し，電気料金を表示することにより，消費者の省エネ意識の向上と省エネ製品の選択を促すためのものをいい，エアコンについては，2027年度を目標とする新基準によるものに限る。）における多段階評価点が2.0以上であることを要する。
- 4 省エネ家電は，対象児童を実際に監護する本市の居住地に設置することを要件とする。